

# 「会計上の見積り」の実務要点

による恣意性があり、見積り数値の改ざんやこれに必要な与件の脱漏や偏向、故意の計算ミス等の監査証拠が入手された場合には、「監査における不正リスク対応基準」に基づく監査につながるという点である。

この場合には、経営者等の企業構成員に、不正リスクに関連する把握している事実を質問し、不正リスクの組織の及ぶ範囲を確定したうえで、追加的な実証手続（証憑突合や残高確認手続等）を実施して、納得するまで監査証拠を入手し、監査結論の基礎を得ることになる。

### (3) 企業の対応と留意点

被監査企業においても、前者は、内部統制報告制度上において必要な文書化、改善が見込まれることを証する書類が、後者も関係者のヒアリングはもちろんのこと、場合によれば、第三者委員会による不正に関する報告書が必要になることもある点に十分留意する必要がある。

特にこのような「会計上の見積り」項目の不正発見は、期末決算を締めした後、監査の過程で発生することから、当該手続を踏むのに必要な期間を考えると、決算短信の公表延期や株主総会の延会、有価証券報告書の提出遅延を惹起することが多い。特

に最近では、親会社はともかく、連結子会社における不正会計が多いことから、重要な連結子会社の「会計上の見積り」項目の点検手続は欠かせないと考える。後手に回ることのない、積極的な手立てが必要であることと被監査企業の経営者および管理部門責任者には強調しておきたい。

### ポイント

以下で説明する「会計上の見積り」

## II 事業計画との整合性は説明可能かのれんの評価に関する見積りのポイント

### はじめに

近年、上場会社において、のれんの減損損失を計上する企業が多くなってきている。企業買収等を積極的に進める企業にとって、のれんの減損という論点は、企業経営上も非常に重要な論点となっている。特に、

項目は、どのテーマも、財務諸表監査において、重要な虚偽表示リスクを有するとして特別な検討を必要とするリスクが生じている項目に十分なり得るものである。したがって、監査人としては、規制環境下において従来以上に高度な監査人の視点をもって、必要な監査手続を実施する必要があるが、同時にこれら監査人の視点への対応が被監査企業にも求められるものであり、円滑な開示実務運営の二助にしていただければ幸いである。

のれんの金額が、非常に大きい企業にとつては、死活問題となりかねない。

そこで、今回は、のれんの評価に焦点を当てることとした。なお、本稿は、負ののれんについては除外しており、また、論点を簡単にするため、特定の企業を買収したときに発生するのれんを想定し、発生したの

れんは、買収企業そのものに起因するものとしている（のれんの配分等は考慮しない）。

なお、文中における意見の部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

監査法人アヴァンティア  
公認会計士 入澤 雄太

小笠原 直(おがさわら・なおし)  
監査法人アヴァンティア  
法人代表 マネージング・パートナー  
公認会計士  
1989年一橋大学経済学部卒。第一勧業銀行(現みずほ銀行)、太陽監査法人(現太陽有限責任監査法人)代表社員を経て、2008年監査法人アヴァンティアを設立し、現在に至る。顧問上場企業20社以上を抱え、業界15位内の中堅監査法人に成長を続ける。著書に『FRS対応建物の耐用年数ハンドブック』(中央経済社、共著)、『監査法人の原点』(幻冬舎)。上場企業2社の社外役員を現任、また公認会計士修了試験委員、慶應義塾大学准教授も歴任。